

(参考資料)

○京都市指定文化財の指定及び京都市登録文化財の登録の基準（抜粋）

昭和57年12月27日

教育委告示第1号

京都の歴史、文化及び自然を理解する上で重要であり、また、京都の風土や市民の生活と密接な関係のある文化財を次の基準により指定又は登録する。

第1 京都市指定文化財の指定基準

1 京都市指定有形文化財

(1) 建造物

建築物(社寺、城郭、住宅、公共施設等)及びその他の工作物(橋梁、石塔、鳥居等)の各時代建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で建築的技法になるもの(以下「建造物」という。)のうち、次のアからオまでのいずれかに該当するもの

- ア 意匠的に優秀なもの
- イ 技術的に優秀なもの
- ウ 歴史的価値の高いもの
- エ 学術的価値の高いもの
- オ 流派的又は地域的特色が顕著なもの

(2) 絵画及び彫刻

次のアからオまでのいずれかに該当するもの

- ア 各時代の遺品のうち製作が優秀で文化史上貴重なもの
- イ 絵画又は彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- ウ 題材、品質、形状、技法等の点で特異性を示すもの
- エ 特殊な作者、流派等を代表するもの
- オ 渡来品で文化史上特に意義のあるもの

(3) 工芸品

次のアからエまでのいずれかに該当するもの

- ア 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- イ 工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- ウ 形態、品質、技法、用途等が特異で意義の深いもの
- エ 渡来品で工芸史上意義の深いもの

(中略)

(6) 考古資料

次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 各時代の遺物のうち学術的価値の高いもの

イ 渡来品で歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の高いもの

(7) 歴史資料

次のアからエまでのいずれかに該当するもの

ア 政治、経済、社会、文化、科学技術等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の高いもの

イ 歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の高いもの

ウ 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

エ 渡来品で歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の高いもの

(中略)

6 京都市指定名勝

次に掲げるもののうち、本市にとって風致景観の優秀なもの、名所として価値の高いもの又は芸術上、歴史上若しくは学術上価値の高いもの

(1) 公園、庭園及び社寺境内

(2) 橋梁及び築堤

(3) 花樹、花草、紅葉、緑樹等の叢する場所

(4) 鳥獣、魚虫等の生息する場所

(5) 岩石及び洞穴

(6) 峡谷、瀑布、溪流及び深淵

(7) 湖沼、湿原、浮島及び湧泉

(8) 山岳、丘陵、高原、平原及び河川

(9) 展望地点